

【地場産品類型】

「地場産品基準のうち該当する類型」については、平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に基づき、以下から選択すること。

- 1・・・当該地方団体(柏崎市)の区域内において生産されたものであること。
  - 2・・・当該地方団体(柏崎市)の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
  - 3・・・当該地方団体(柏崎市)の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
  - 3(熟成肉)・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体(柏崎市)が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体(柏崎市)の区域内において熟成したもの。
  - 3(精米)・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体(柏崎市)が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体(柏崎市)区域内において精白したもの。
  - 4・・・返礼品等を提供する市区町村(柏崎市)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
  - 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体(柏崎市)のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体(柏崎市)の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
  - 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
  - 7・・・当該地方団体(柏崎市)の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体(柏崎市)に相当程度関連性のあるものであること。
  - 7の2・・・当該地方団体(柏崎市)の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
  - 8イ・・・市区町村(柏崎市)が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
  - 8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。
  - 8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。
- ~~~~~
- 99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。(告示第5条柱書き)(例:○○pay商品券、△△Pay)

| 地場産品基準のうち該当する類型 | 申告すべき事項   | 留意点  |
|-----------------|---|--|
| 1               | ・柏崎市内で生産されたものであることが判る旨  | 柏崎市内の原材料を用いて柏崎市外で製造・加工等の工程を行ったものは類型2となる。   |
| 2               | ・柏崎市内で生産された原材料<br>・柏崎市内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合  | 返礼品の重量や付加価値の半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。  |
| 3               | ・柏崎市内で行われた工程の詳細(完成品に至る一連の工程のどの部分を行っているか)  | 返礼品の重量や付加価値の半分を一定程度以上上回る割合が柏崎市内で行われる工程によるものである等の必要あり。                                  |
| 3(熟成肉)          | ・原材料となる食肉の産地である都道府県名  | 柏崎市内で生産した食肉を原材料としている場合には類型1となる。  |
| 3(精米)           | ・原材料となる玄米の産地である都道府県名  | 柏崎市内で生産した玄米を原材料としている場合には類型1となる。  |
| 4               | ・流通構造上、混在が避けられない理由<br>・混在する可能性のある近隣の地方団体名   | 提供する返礼品が加工品等である場合には、本類型ではなく類型2として記載すること。   |
| 5               | ・当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由<br>・返礼品の生産地  | 一般に流通している物品の本体やパッケージに単に地方団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したもの、事業者と連携協定を結んでいるのみのもの等は認められない。 |
| 6               | ・地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由<br>・附帯品の名称及び生産地<br>・地場産品と附帯品の調達費の内訳   | 地場産品以外のものが使用目的等において地場産品に附帯するものであることが明らかであって、かつ、提供される返礼品全体の調達費用のうち地場産品の割合が7割以上である必要あり。  |
| 7               | ・役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由<br>・(柏崎市外での役務の提供が含まれる場合)提供される場所  | 単に柏崎市内で役務が提供されるというだけでなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要。                                  |
| 7の2             | ・柏崎市内で発電された電気であることが判る旨<br>・地域のエネルギー源の種類(太陽光、バイオマス、地熱等)<br>・当該電気の提供事業者名  | 柏崎市内の発電所において地域資源を活用して発電された電気に限る。   |
| 8イ              | ・共通の返礼品を提供する市区町村名<br>・当該返礼品が関係する市区町村において類型1～7のいずれに該当するか   | 返礼品の提供に当たっては、関係する近隣の市区町村の同意を得る必要あり。  |
| 8ロ              | ・共通の返礼品を提供する都道府県名及び市区町村名<br>・当該返礼品が関係する市区町村において類型1～7のいずれに該当するか  | 返礼品の提供に当たっては、都道府県が合意形成に関与の上、関係する市区町村の同意を得る必要あり。  |
| 8ハ              | ・都道府県により地域資源として認定された物品の名称(「○○」牛等)   | 都道府県により認定された物品及び市区町村に限る。   |
| 99              | ・地場産品以外のものと交換されないことをどのように担保しているか<br>・民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの(例:○○pay商品券、△△Pay)である場合は、当該事業者名及び当該サービス名 | 地場産品とのみ交換可能なものに限る。<br>特定の物品又は役務との交換に明確に限定されている場合には、当該物品又は役務の該当する類型を選択すること。             |